

邑南町の公民館の特徴（現状）

【現状】

- 公民館は学びのまち推進課(教育委員会)が所管する社会教育施設。町内12館。
- 職員は3人体制。
館長(非常勤、地区から選出)、
主事(常勤、町職員が着任←邑南町の特徴)
事務員(常勤、地区内外問わず雇用)
- 公民館の地域への関わり方は、公民館により様々。
(例)地区別戦略への関わり方
- 公民館を自治会館として利用している自治会もある。
市木、出羽、みずほ(田所)、布施
- 公民館の活動を「公民館活動推進協議会(以下、活推協)」で協議している。
- 活推協の実情は地区により様々。
瑞穂地域の活推協には部会があるところも。

邑南町の公民館活動推進協議会（活推協）と住民組織の関係 ※地域みらい課調べ

	構成員	協議内容	該当する地区の例	よい点	課題	体制図
①	公民館を利用して活動する団体等	公民館に関すること	口羽、阿須那	・名称どおり、公民館の活動を協議する場。	・住民組織と公民館の連携が取りづらい	
②	自治会長など、地域の代表者	公民館に関すること (地区のこと全般は別組織で協議)	日和、日貫、矢上、布施、出羽、田所、市木	・名称どおり、公民館の活動を協議する場。 ・住民組織と公民館が連携しやすい。	・メンバーが重複する協議体が複数ある。	
③	自治会長など、地域の代表者	地区のこと全般	中野、井原、高原	・地区のことを協議する唯一の場として機能している。	・公民館主導のため、地区の住民主体性が薄れるおそれがある。 ・建前と実態が異なる。	

公民館とコミュニティセンターの違い

	公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	首長部局
運営主体	教育委員会（各公民館）	地域住民（地域運営組織など）
目的	社会教育・生涯学習 （根拠：社会教育法、公民館条例）	住民主体の地域づくり（社会教育を含む）

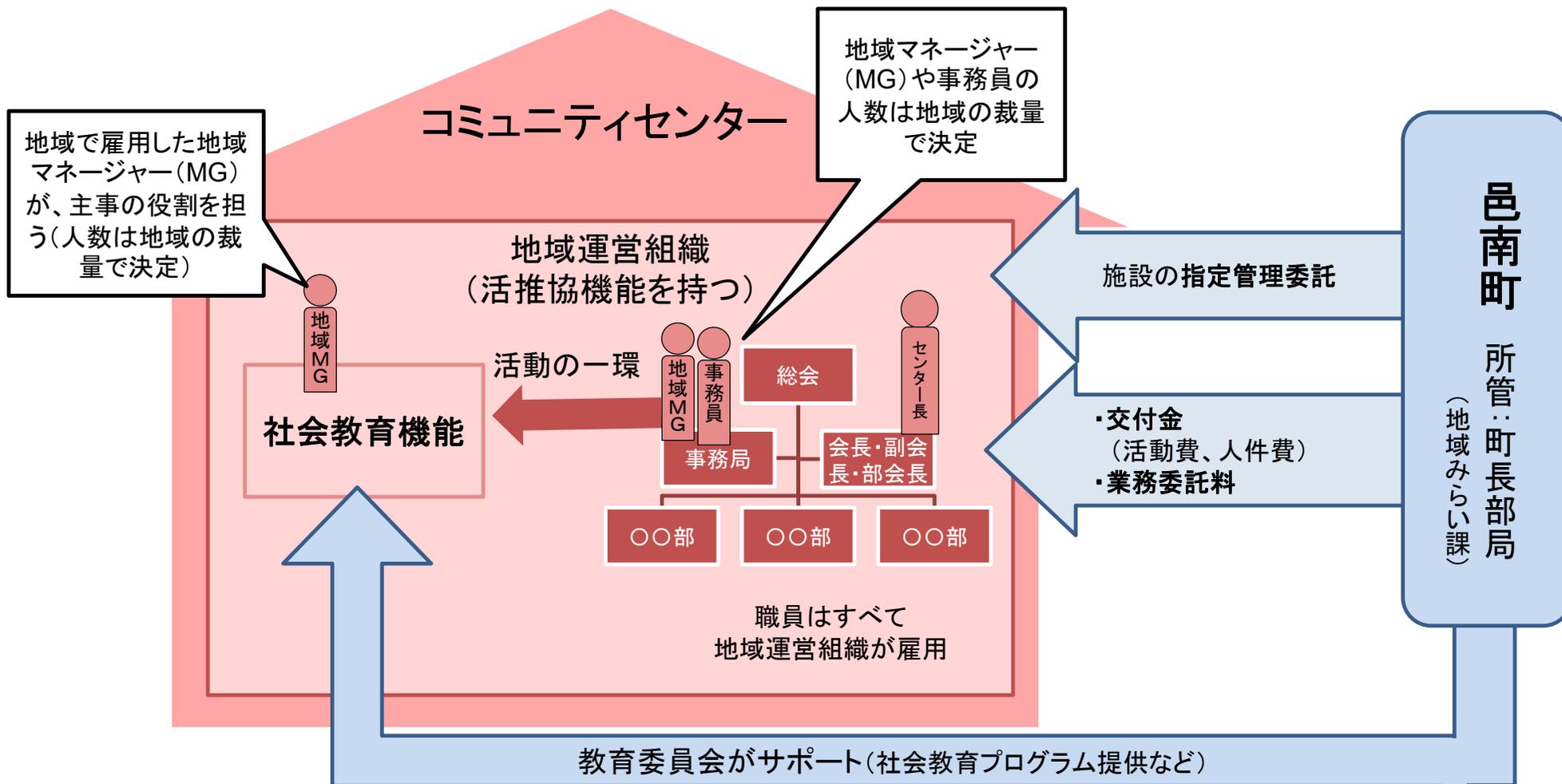
・「コミュニティセンター」は一般的な名称であり、設置する際の名称は市町村によって異なります。

※コミュニティセンター化した島根県内の市町村

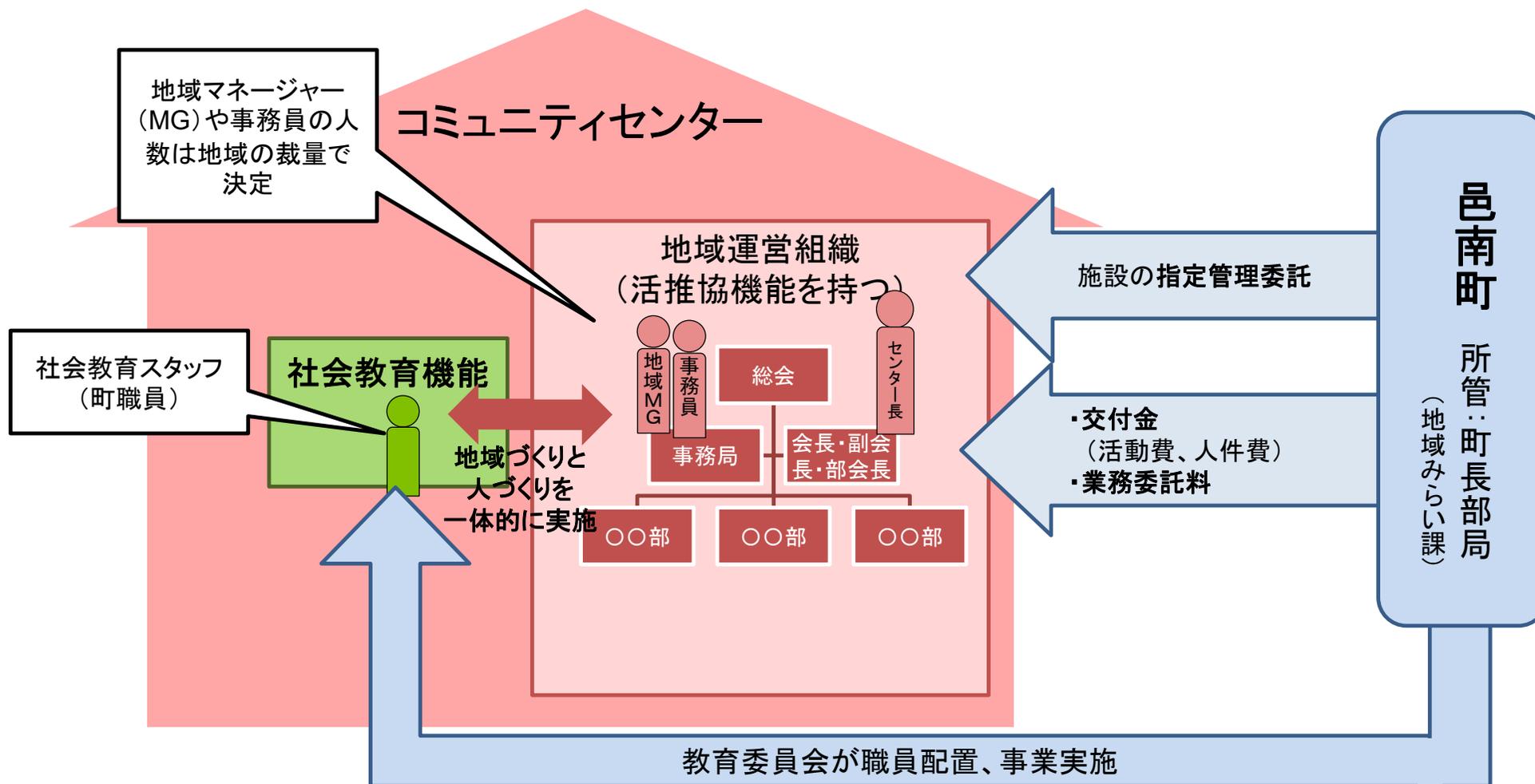
- ・安来市（交流センター）
- ・雲南市（交流センター）
- ・出雲市（コミュニティセンター）
- ・大田市（まちづくりセンター）
- ・江津市（地域コミュニティ交流センター）
- ・浜田市（まちづくりセンター）

邑南町で想定されるコミュニティセンターの形（パターン①） 「社会教育機能 地域主体型」

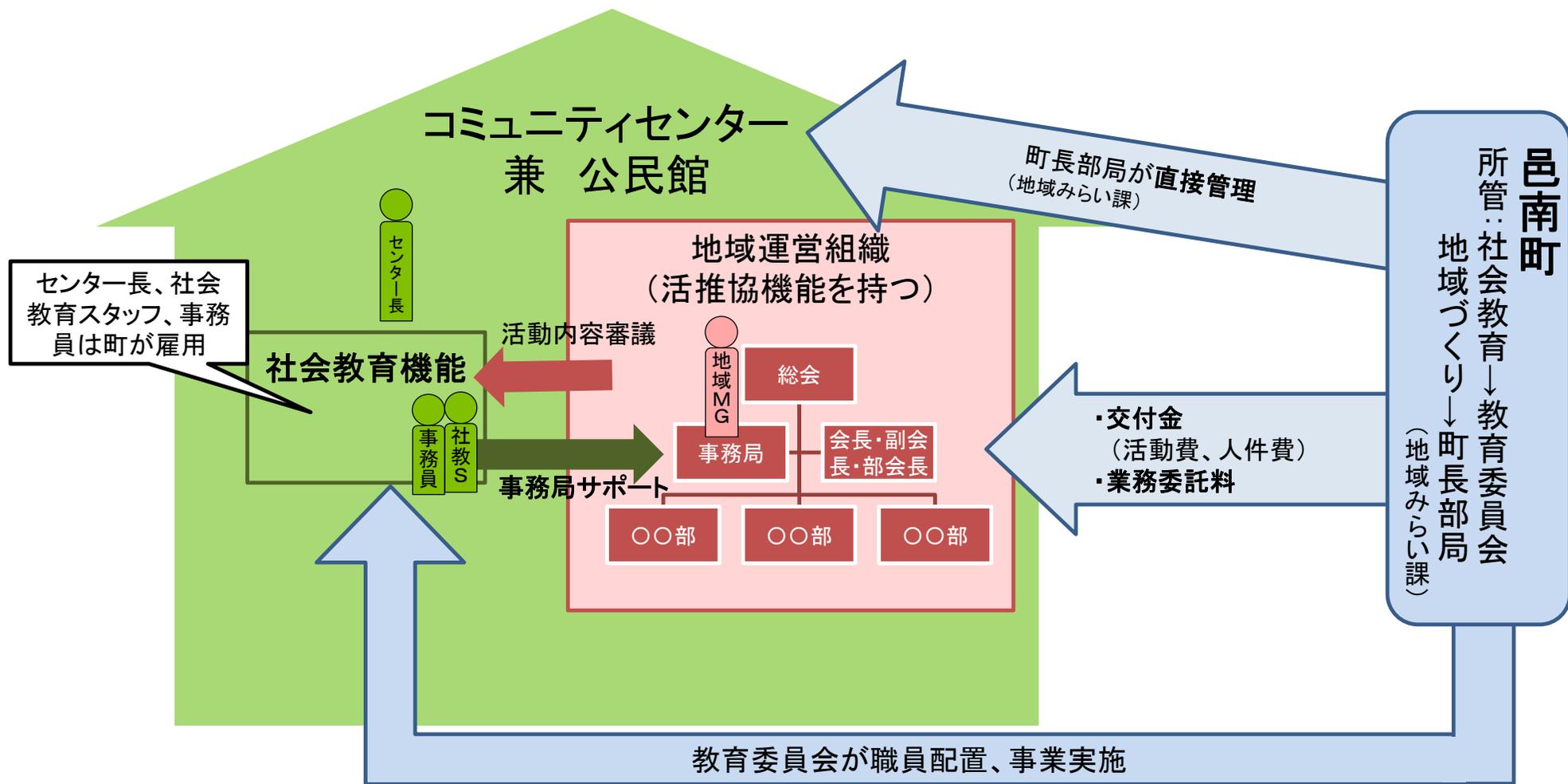
※詳細は別表



邑南町で想定されるコミュニティセンターの形（パターン②） 「社会教育機能 行政担保型」



邑南町で想定されるコミュニティセンターの形（パターン③） 「社会教育機能 行政主体型」



検討の方向性（案）

- パターン①…オプション(より自立性の高い地区)
 - パターン②…町としてのベース(各地区で目指してもらう形)
 - パターン③…経過措置(3～5年程度?)
がよいのではないか？
- あり方基本方針にはベースとしてのパターン②と、オプションとしてのパターン①を記載する。